



火災予防ニュース

第5号 平成30年9月12日 苫小牧市消防本部予防室発行

北海道胆振東部地震発生！

最大震度7を記録した胆振東部地震から12日で6日が経過しました。今回の地震では、震源地の厚真町を中心に、死者が41人、家屋の倒壊や液状化現象による道路の隆起も各地で確認されるなど、自然の驚異を感じさせられました。

地震直後に発生した停電も現在は回復状態にありますが、今後も電力が安定するまでの間電力20%の削減や計画停電について取組んでいかなければなりません。

今後も、長時間の停電及び計画停電等の影響により家庭における火災発生危険及び消防用設備等が有効に機能しなくなる等の支障を生じるおそれがありますので、次の点に注意して万が一に備えましょう！

【一般事項について】

(1) 電気機器からの出火防止措置

・電気こんろや電子レンジ等の電気機器の使用中に停電した際には、スイッチを切る、または、電源プラグを抜く等の措置をしましょう。

(2) 通電火災の防止措置

・停電中の自宅を離れる際は、ブレーカーを落とし、給電が再開されたら、電気機器の状態及び配線に損傷が無いか確認の上、ブレーカーを戻して使用を再開して下さい。

(3) カセットコンロの出火防止措置

・鍋底がカセットボンベの上を覆うと、過熱して爆発する恐れがあるので注意しましょう。
・カセットボンベの装着不良によるガス漏れ、余震による落下にも注意して下さい。

(4) 煙突の破損による出火防止措置

・煙突が破損し、又は屋根や壁の貫通部分に隙間や外れが生じていないか、使用前に点検し、使用中及び使用後も十分に注意して下さい。

(5) 119番通報体制の確保

・IP電話やFAX機能付き電話等の一部の電話機では、停電により使用不能の場合があるので、確実な119番通報体制を確保しましょう。

(6) 避難経路等の確保

・停電により、電気錠が設けられた扉及び自動ドア等が機能を失って通行不能となっているおそれがあることから、避難経路又は消防隊進入経路を確認し、通行ができるよう対策を講じましょう。

【危険物施設について】

長期間停電することに伴う危険物施設の安全確保

(1) 保安管理

・停電時の対処方法を確認の上、適切な管理を実施する。

(2) 自家発電設備の稼働等に係る留意事項

・自家発電設備の稼働中に、新たに地震が発生した場合は、発電設備のサービスタンク及び配管等の損傷、漏油等の発生がないこと等、安全を再確認した上で、再稼働させる。

(3) プラント等における安全対策

・停電により計装制御システムの機能停止、冷却機能の停止に伴う反応制御不能等により、異常反応、異常重合、異常分解等から爆発を誘発し、他の施設も停止する危険があること等を踏まえ、制御電源及び当該電源に必要な燃料等を確保する。

【消防用設備等について】

(1) 停電が長時間継続し、消防用設備等が作動しない場合に備えた対応

① 消火設備

・消火器等の設置場所及び使用方法を再確認する。
・自動で消火する設備については、手動による放出操作する手順を再確認する。

② 警報設備

・防火対象物の関係者等は、巡回等によりコンロ等の火気使用設備の火元の警戒を入念に行う等、火災の早期発見を図るとともに、有事の際の連絡・周知体制を確保する。

③ 避難設備

・防火対象物の関係者等は、避難誘導體制及び避難経路を再確認する。

(2) 自家発電設備の機能の確保

・消防用設備等の非常電源として自家発電設備を用いている場合は、必要な燃料の確保等に努めるとともに、常用電源復旧後、直ちに運転を停止し、燃料の補給等により、火災時の機能に支障のないように措置すること。

住宅用火災警報器は正常に作動していますか？

- 住宅用火災警報器は設置から10年が使用期限の目安になります。
- 定期的に作動確認を行い異常の有無を確認してください。
- 電池切れや故障の場合はすぐに新品に交換してください。

こんな時だからこそ、今一度見直しましょう！

